

南花台モビリティ「クルクル」による地域移動支援事業の有償化の承認内容変更について

■変更の概要

令和3年6月30日に実施されました地域公共交通会議において、議題（6）『南花台モビリティ「クルクル」による地域移動支援事業の有償化について』につきまして、7月下旬発出予定の通達「地域の輸送に係る課題解決のため市町村等が行う期間を限定した社会実験としての自家用自動車による有償運送扱いについて」（以下「通達」という。）をもって、道路運送法（以下「法」という。）第78条第3号に基づき、実証実験として「公共の福祉を確保するためやむを得ない場合」として期間限定で国土交通省より許可を受けて有償化するという内容で承認をいただきました。

しかし、承認の前提となりました通達が発出に至らず、許可制による有償化が出来なくなりましたため、法第78条第2号に基づく自家用有償旅客運送としての登録制による有償化を行います。

登録制による有償化においては期間限定とする必要はございませんが、公共交通会議において期間を限定してご承認いただいていることから、期間を限定して申請いたします。

■変更の詳細

変更点1：申請方法の変更

当初予定・・・通達が発出に合わせて、法第78条第3号に基づく許可申請

変更内容・・・法第78条第2号に基づく自家用有償旅客運送の登録申請

変更理由・・・通達が発出されないこととなったため。

変更点2：有償化の実証実験期間の変更

当初予定・・・令和3年9月1日 から 令和4年6月30日 まで

変更内容・・・令和3年11月1日 から 令和4年6月30日 まで

変更理由・・・緊急事態宣言により申請に必要な運転手の講習時期が9月にずれため、及び許可制から登録制に手続きが変更されたことにより処理期間の長期化が見込まれるため

■新旧対照表

下記の通り、上記変更点以外はご承認いただいた内容の通りに申請いたします。

	承認いただいた内容	申請内容
申請方法	法第78条第3号に基づく許可申請	法第78条第2号に基づく自家用有償旅客運送の登録申請
旅客の範囲	南花台の地域住民および来訪者	南花台の地域住民および来訪者
有償運送期間	令和3年9月1日～令和4年6月30日	令和3年11月1日～令和4年6月30日
運行の区域	南花台1丁目～8丁目全域	南花台1丁目～8丁目全域
運送の対価	100円/回	100円/回

■その他

上記変更により、6月30日に報告しました有償化のスケジュール等に変更がありますので、別紙「参考資料」にて、詳細な今後の予定についてご報告させていただきます。あわせて、緊急時の体制等、前回会議の補足内容についてもご報告いたします。

【参考：道路運送法条文（抜粋）】

○道路運送法（昭和二十六年六月一日）（法律第百八十三号）

（有償運送）

第七十八条 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

一 災害のため緊急を要するとき。

二 市町村（特別区を含む。）、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。

三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

（登録）

第七十九条 自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

【参考：道路運送法施行規則(昭和二十六年八月十八日)(運輸省令第七十五号)】

(自家用有償旅客運送自動車の運転者)

第五十一条の十六 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送を行う場合にあつては、道路交通法に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、現にその効力が停止されていない者又は同法に規定する第一種運転免許を受けており、かつ、現にその効力が停止されていない者(当該効力がその自家用有償旅客運送自動車の運転者として選任される日から遡つて二年以内に停止された者を除く。)であつて、次に掲げる要件のいずれかを備える者でなければ、その自家用有償旅客運送自動車の運転をさせてはならない。

- 一 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。
- 二 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。